

令和6年12月

篠栗町議会第4回定例会  
会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：12月3日(火)～11日(金) 9日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	3	火	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> <li>・採決</li> </ul>
第2日	12	4	水	考 案 日		
第3日	12	5	木	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	12	6	金	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	12	7	土	休 会		閉 庁
第6日	12	8	日	休 会		閉 庁
第7日	12	9	月	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第8日	12	10	火	予 備 日		
第9日	12	11	水	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・閉会中の継続審査</li> </ul>
						閉 会



## 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
71	専決処分の承認を求めることについて(専決第13号) 〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について〕	予算 特別委員会
72	専決処分の承認を求めることについて(専決第14号) 〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について〕	予算 特別委員会
73	篠栗町宿泊税交付金基金条例の制定について	総務建設 常任委員会
74	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	総務建設 常任委員会
75	篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	文教厚生 常任委員会
76	篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
77	篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
78	篠栗町道路占用及び使用に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	総務建設 常任委員会
79	指定管理者の指定期間延長について	文教厚生 常任委員会
80	令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について	予算 特別委員会
81	令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に ついて	予算 特別委員会
82	令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) について	予算 特別委員会
83	令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

# 令和6年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和6年12月5日(木) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	1番	崎山 佐穂	議員
2.	3番	吉本 文枝	議員

# 令和6年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和6年12月11日(水)午前10時開議

- 第1, 議案第 71号 専決処分の承認を求めることについて(専決第13号)  
〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について〕
- 第2, 議案第 72号 専決処分の承認を求めることについて(専決第14号)  
〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について〕
- 第3, 議案第 73号 篠栗町宿泊税交付金基金条例の制定について
- 第4, 議案第 74号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第 75号 篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第 76号 篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第 77号 篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第 78号 篠栗町道路占用及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第 79号 指定管理者の指定期間延長について
- 第10, 議案第 80号 令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について
- 第11, 議案第 81号 令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第12, 議案第 82号 令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 第13, 議案第 83号 令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第14, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和6年第4回(12月)

# 篠栗町議会定例会

12月3日(開会)

令和6年 第4回 定例会 会議録

日時 令和6年12月3日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	平山智久
住民課長	有隅哲哉	健康課長	田中久善
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、本日は議会事務局並びにまちづくり課職員の写真撮影を許可いたしております。

ただいまから、令和6年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットの掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットに送信したとおりでございます。

それでは、これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、吉本文枝議員、4番、門馬良議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの9日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日から12月11日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第71号から議案第83号までの計13議案でございます。

ほかに報告2件、議員提出案件1件が提出されております。

それでは、議案第71号から議案第83号までを一括議題といたします。

町長に、就任の挨拶及び所信表明とあわせて、提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日は、令和6年第4回定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中に御出席賜り誠にありがとうございます。

提案理由を御説明する前に少しお時間を頂きまして、就任の御挨拶とこれからの4年間に向けた私の思いを申し上げます。

先の町長選挙におきまして、おかげをもちまして再選を果たすことができました。  
改めて、御支援を頂きました皆様に感謝とお礼を申し上げます。

どうもありがとうございました。

2012年、平成24年でございますが、それ以来の選挙戦となりましたが、4年ごとに選挙という町民の審判を受けるというのが民主主義のルールでございます、そうした意味では、「次の4年間をぜひとも私に」という者同士が、選挙戦を通じて論戦を展開するということは大変意義のあることでありました。

今回は、町議会議員の皆様を二分しての激しい選挙戦となりました。

選挙戦3日目の朝、私と相手候補、双方の支援団としての町議会の議員の皆様方が、朝、篠栗駅の駅頭に勢ぞろいをするという日がございました。

その中で、相手候補を支援する議員のお1人が、私に対して、「何しよんですか」と言葉を発せられました。

選挙戦を戦っているに決まっているだろうと思いつつも、浴びせられたその言葉は、「高齢者は退場したほうがいいんじゃないかい」「もう時代は変わりますよ」という思いを込めたものだと思うに至りました。

多選批判・高齢批判を受けながらも、こうして再選を果たすことができたからには、20年間の経験があるから見えるものがあることを強みに、生まれ育った篠栗町のために、20年前、私が50歳のときの初心にかえて、粉骨砕身、篠栗町民の皆様のために尽くすことをここにお約束いたします。

私は、職員を二分して戦った1期目の選挙戦の後、11月30日の初登庁の挨拶で、「今日からはノーサイドでまちづくりに取り組みましょう」と訴えました。御存じのとおり、ラグビーでは終了のホイッスルをノーサイドの笛と言います。敵味方に分かれて激しいぶつかり合いをした者同士が握手をし、相手の健闘を称え合うものであります。

今回は、こうした議会を二分して戦った選挙戦でありましたが、まさに、「今日からはノーサイド」で篠栗町議会議員として、是々非々の論戦を戦わせていただきたいと願っております。

議長におかれましては、何とぞ議会内の舵取りをよろしくお願いいたします。

昨年逝去された、町村自治経営の師とも言える、東京大学名誉教授の大森彌先生がおっしゃってありました、「選挙にて4年間を任せてもらったからには、心を引締め、おごることなく、きめ細かく民意の所在を探る努力をし続けなければならない。」との言葉を肝に銘じて、緊張感を持って、この4年間の町長職を全うすべく、

これまで同様、全身全霊を傾けて努力してまいる所存でございます。

「着眼大局、着手小局」という言葉がありますが、まさにその思いで日々の職務を大事にし、常に私自身が師と仰ぐ稲盛和夫先生の「動機善なりや」「私心なかりしか」の教えを忘れることなく「利他の心」をもってことにあたることといたします。

私は、今回の町長選挙に向けた思いを、「この町に暮らす人とつくる『ささぐり・新時代』」として5つの項目を掲げました。

「全ての世代が楽しく暮らせる町に」「多くの人が行き交う賑やかな町に」「カーボンニュートラルを実践する町に」「税収増加で自立した財政運営のできる町に」「大学と連携して教育環境の充実した町に」の5項目でございます。

次の4年間で進めたい、この5項目を念頭に置いて、令和7年度当初予算、事業計画を令和7年第1回定例会において、施政方針として御説明したいと考えております。

石破総理大臣は11月28日召集されました、第216回臨時国会における11月29日の所信表明演説において、重要政策課題の第2番目として、「日本全体の活力を取り戻す」と力強くお話しになりました。

「地方創生2.0」地方創生は日本の活力を取り戻す経済政策であり、そして多様性の時代の国民の多様な幸せを実現するための社会政策です。元気な地方から、元気な日本をつくる試みは多くの点となって息づいています。いまだに全国的な広がりには欠けています。これを集めて面にして、やがては日本中の皆様に、面白い楽しいという思いを広げていかなければなりません。

この言葉に私は胸が震えました。この国を挙げての「地方創生2.0」の取り組みに、我が町もしっかりと歩調を合わせ、私が掲げた5項目を具体化していくことで、地方創生の成功事例をつくり上げることができると確信いたしました。

今後、国の当初予算ベースでの倍増される地方創生交付金をしっかり活用した事業案をいろいろと御提示してまいります。それを一つ一つ取り組んでいく先に、必ずや「ささぐり・新時代」が見えてくると確信しているからにはほかなりません。

職員に対しては、これまで以上にしっかりと国の動向にアンテナを張って、新政権の勢いに乗り遅れないようにしなければならぬと訓示しております。

躊躇したり立ち止まったりする時期ではないと考えております。待たなしで走り抜ける、その覚悟でこの4年間を突き進みます。

このような思いで諸施策を議会に提案し、御協力をお願いしチェックを頂きたいと考えておりますので、篠栗町議会議員の皆様方におかれましてはこれからも自治の両

輪として篠栗町を支えていただき、まちづくりの一翼を担っていただきますよう何とぞよろしくお願いいたします。

以上、私の新たな4年間のスタートに当たっての御挨拶を申し上げます。

続きまして、本定例会に提案しております議案第71号から議案第83号までの13議案について説明をいたします。

議案第71号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）」であります。

本議案は、令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、衆議院議員総選挙実施に伴うもので、

令和6年度篠栗町一般会計予算の総額に1,750万3,000円を追加し、予算総額を143億4,138万9,000円とするものであります。

議案第72号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第14号）」であります。

本議案は、令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、県議会議員補欠選挙実施に伴うもので、

令和6年度篠栗町一般会計予算の総額に1,420万1,000円を追加し、予算総額を143億5,559万円とするものであります。

議案第73号は、「篠栗町宿泊税交付金基金条例の制定について」であります。

本議案は、福岡県宿泊税交付金を財源とし、篠栗町における観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための基金として積み立てるため、本条例を制定するものであります。

議案第74号は、「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、職員の職務を給料表に定める級別標準職務表を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第75号は、「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町体育施設の管理に関して変更が生じたことに伴い、所要の規定を

整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、篠栗町体育施設の使用時間を変更し、当該事項について規則において定めるもののほか、一部の教育関連施設については、町外者の使用に制限を設けるものであります。

議案第76号は、「篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町総合運動公園の管理に関して変更が生じたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、使用時間を変更するとともに、当該事項について、規則において定めるよう改正するものであります。

議案第77号は、「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、今年、都市計画変更決定を行った高田地区地区計画及び都市計画決定を行った和田・津波黒地区地区計画の地区整備計画区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限規定等を本条例に追加することにより、当該区域における地区計画の目的に即した適正かつ合理的な土地利用を図り、健全かつ良好な都市環境を確保するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第78号は、「篠栗町道路占有及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、令和5年4月1日に道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、道路占用料の額及び占用物件の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第79号は、「指定管理者の指定期間延長について」であります。

本議案は、篠栗町総合保健福祉センターの現指定管理者の指定期間を延長することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、当該指定期間の延長については、篠栗町公の施設に係る指定手続等に関する条例第6条の規定により設置された選定委員会からの答申に基づくものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置は、篠栗町総合保健福祉センター、篠栗町中央一丁目9番2号、指定管理者となる団体の名称は、大成有楽不動産株式会社 代表取締役社長 浜中裕之、指定延長の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までであります。

議案第80号は、「令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」であります。

当該補正予算は、

令和6年度篠栗町一般会計予算の総額に7億1,095万1,000円を追加し、予算総額を150億6,654万1,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものといたしましては、

地方交付税1億3,778万5,000円、国庫支出金4億6,460万4,000円、県支出金8,613万3,000円、諸収入1,080万1,000円、町債1,150万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳出の主なものといたしましては、

総務費において、財産管理費として、光熱水費3,500万円、企画費として、篠栗北地区産業団地事業用地2法面設計業務委託1,052万2,000円、篠栗北地区産業団地法面応急工事569万7,000円を追加し、情報政策費として、公共施設予約システム構築業務委託1,177万8,000円を減額し、公共施設予約システム関連備品購入費170万円を追加するものであります。

民生費において、障害者福祉費として、自立支援サービス給付1億2,600万円、更生医療給付900万円、

児童運営費として、児童運営費委託料1億6,899万2,000円、和田幼稚園増改築に係る施設整備補助金1,162万1,000円、子育て支援費として、児童手当2億7,282万円、子ども医療対策費として、子ども医療費844万8,000円を追加するものであります。

衛生費においては、予防費として、子宮頸がん(9価)個別接種委託料1,141万8,000円を追加するものであります。

土木費においては、道路橋梁費として、萩尾橋補修設計業務委託953万2,000円を追加するものであります。

教育費においては、篠栗小学校費、勢門小学校費、北勢門小学校費のそれぞれにおいて、備品購入費

1,278万7,000円、139万2,000円、282万3,000円。

中学校管理費として、篠栗北中学校ランチルームエアコン改修工事901万4,000円を追加するものであります。

繰越明許については、

篠栗北地区産業団地事業用地2法面設計業務委託1,052万2,000円、やまば

と児童クラブ整備事業6,233万9,000円、篠栗小学校新校舎建設設計業務委託4,417万4,000円を追加するものであります。

債務負担行為については、行政事務包括業務委託を、令和7年度から令和9年度に9億3,000万円、庁舎環境衛生管理業務委託を、令和7年度に95万7,000円、協働のまちづくり補助金を、令和7年度に200万円、ふるさと納税におけるポータルサイト運營業務委託に、令和7年度から令和9年度に、取扱い金額に応じて契約により定められている額、指定ごみ袋製造を、令和7年度に2,348万9,000円、春らんまんハイキング事業委託を、令和7年度に800万円、小中学校ICT支援業務委託を、令和7年度に1,029万6,000円、小中学校教師用教科書・指導書購入を、令和7年度に1,266万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

最後に、地方債については、借入限度額を変更するものとしたしまして、公共事業等380万円、学校教育施設等整備事業480万円、災害復旧事業290万円をそれぞれ追加するものであります。

議案第81号は、「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ206万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億276万6,000円とするものであります。

内容は、特別調整交付金の額の確定による返還金等の増額補正であります。

議案第82号は、「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ52万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,675万6,000円とするものであります。

内容は、事務費負担金の増額補正であります。

議案第83号は、「令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和6年度篠栗町水道事業会計予算における収益的支出に11万3,000円を追加し、収益的支出の総額を5億8,425万2,000円とするものであります。

収益的収入の予算額が6億4,521万8,000円であるため、6,096万6,000円の黒字予算となります。

内容は、人件費の補正であります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの提案理由の説明に対し大綱質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので質疑を終結いたします。

日程第4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第71号から議案第83号までの13議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

まず、議案第73号から議案第79号までの7議案につきましては、タブレットの掲載の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第71号、議案第72号及び議案第80号から議案第83号までの補正予算6議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、9番、栗須信治議員、副委員長は、6番、横山和輝議員です。

日程第5、発議第1号「篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本発議は、全員協議会において協議を行い、議員全員において発議を行っておりますので、篠栗町議会会議規則第39条第2項によって、趣旨説明及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議会事務局長に発議の朗読をいたさせます。

水江事務局長。

○議会事務局長（水江 靖浩） 発議第1号

篠栗町議会議長 荒牧泰範 殿

「篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則（昭和39年議会規則第1号）、  
第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年12月3日

（提出者）篠栗町議会議員、古屋 宏治

（賛成者）篠栗町議会議員、今長谷 武和、村瀬 敬太郎、栗須 信治、品川 静、  
横山 和輝、太郎良 瞳、門馬 良、崎山 佐穂、浦野 雅幸、吉本 文枝

提出理由、本会議の表決において電子採決システムを採用するため、表決の方法に  
ついて現行の起立採決に加えて電子採決システムによる表決を行えるように、本規則  
の一部を改正するもの。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの発議に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、ただいまから採決を行います。

発議第1号について、本案に賛成の方の御起立を願います。

まだ使えませんから、これが通らないと。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時30分